

燕市告示第 188 号

燕市自家消費型太陽光発電利用促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 4 月 5 日

燕市長 鈴木 力

燕市自家消費型太陽光発電利用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、燕市内における再生可能エネルギーの利用を促進するため、中小企業者等が自家消費を目的とした太陽光発電設備の導入に必要な経費に対し、予算の範囲内において燕市自家消費型太陽光発電利用促進補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽電池モジュール 太陽光エネルギーを直接電気エネルギーに変換するパネルをいう。
- (2) 太陽電池アレイ 直並列接続された太陽電池モジュールを機械的、電氣的に架台に取り付けた太陽電池群をいう。
- (3) パワーコンディショナー 太陽電池モジュール又は太陽電池アレイから発生する直流電力を最大限引き出すように制御するとともに交流電力に変換する装置をいう。
- (4) 太陽光発電システム 太陽電池モジュール又は太陽電池アレイ、パワーコンディショナーその他これらに付随する設備で構成される設備をいう。
- (5) 購入 需要家が太陽光発電システムを割賦契約によらず所有すること

をいう。

(6) リース事業者 太陽光発電システムの貸渡しを業とする者をいう。

(7) ファイナンスリース リース事業者と需要家(貸借人)が結ぶ賃貸借契約において、契約期間中の中途解約が原則禁止されており、リース事業者が賃貸借契約に要した資金のほぼ全額を貸借人がリース料金として支払うものをいう。

(8) オンサイト PPA 発電事業者が需要家の敷地内に太陽光発電システムを発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理したうえで、太陽光発電システムから発電された電力を需要家に供給し、需要家がサービス料金を支払うものをいう。

(9) PPA 事業者 需要家に対してオンサイト PPA により電力を供給する事業者をいう。

(10) 処分制限期間 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第一から別表第八までに定める耐用年数のことをいう。

(補助対象設備)

第3条 補助金の対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)は、別表第1に掲げる補助要件を満たす太陽光発電システムとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、別表第2の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内容を満たすものとする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内の事業所、工場、店舗等(以下「事業所等」という。)に、補助対象設備を導入する事業とし、次の要件に適合するものとする。

(1) 燕市 SDGs(カーボンニュートラル)実践宣言の取組に基づき補助対象設備を導入する事業であること。

(2) 補助対象設備を設置する建物は、需要家自らが事業を営み、かつ、所

有権を有しているものであること。

- (3) 事業実施による二酸化炭素排出量削減効果を定量的に把握できること。
- (4) 補助対象設備が未使用であること。
- (5) 補助対象設備について本市が実施する他の補助金の交付決定を受けていないこと。
- (6) 事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- (7) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。
- (8) 事業実施により補助対象設備を設置する建物に導入する太陽光発電システムで発電して消費する電力量を、当該太陽光発電システムで発電する電力量の50パーセント以上とすること。

(補助対象経費)

- 第6条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業を実施するために必要な経費であって、別表第3に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除く
- 2 国その他の団体から補助金を交付される場合は、当該補助金相当額を補助対象経費から控除する。

(補助金の額)

- 第7条 補助金の額は、出力1kW 当たり2万5000円を乗じて得た額とし、50万円を上限とする。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 3 前2項により算出した補助金の額が補助対象経費を上回ったときは、当該補助対象経費相当額を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、燕市自家消費型太陽光発電利用促進補助金交付申請書(様式第1号)に別表

第4に掲げる書類を添えて、補助対象事業に着手する前かつ補助対象事業を実施する年度の12月24日までに、市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった時は、申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付することを決定したときは、燕市自家消費型太陽光発電利用促進補助金交付決定通知書(様式第7号)により、交付しないことを決定したときは、燕市自家消費型太陽光発電利用促進補助金補助金不交付決定通知書(様式第8号)により、速やかに交付申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けたもの(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、燕市自家消費型太陽光発電利用促進補助金変更等承認申請書(様式第9号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、燕市自家消費型太陽光発電利用促進補助金対象事業変更等承認通知書(様式第10号)により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに燕市自家消費型太陽光発電利用促進補助金実績報告書(様式第11号)に別表第5に掲げる書類を添えて、補助対象事業を実施する年度の1月末日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告書等の書類及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、燕市自家消費型太陽光発電利用促進補助金交付確定通知書(様式第14号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条に定める補助金の額の確定後直ちに燕市自家消費型太陽光発電利用促進補助金交付請求書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(利用状況の報告)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業の完了日の属する年度及び翌年度の事業実施結果について、各年の4月30日までに、燕市自家消費型太陽光発電利用促進補助金利用状況報告書(様式第16号)により、過去1年間(初年度は補助対象事業の完了した日から3月末日までの期間)の二酸化炭素削減効果等について、市長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則又はこの告示の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が指示した事項に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、交付決定内容の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定による補助金の返還請求は、燕市自家消費型太陽光発電利用促進補助金返還請求書(様式第17号)により通知して行う。

(財産の処分の制限)

第17条 補助対象事業により取得した設備を処分しようとするときは、あらかじめ燕市自家消費型太陽光発電利用促進補助金財産処分承認申請書(様

式第18号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、これを審査し、相当と認めるときは、燕市自家消費型太陽光発電利用促進補助金財産処分承認通知書(様式第19号)により補助事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により通知するときは、当該通知をした補助事業者に対し、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。
- 4 補助対象事業により取得した設備は、当該補助対象事業の完了後も台帳を設け、保管状況を明らかにするとともに、処分(補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けに供することをいう。以下同じ。)してはならない。ただし、交付決定者が、あらかじめ市長の承認を受けたとき又は当該補助対象事業が完了した日の属する市の会計年度の初日から起算して、当該設備の処分制限期間を経過した日のいずれか早い日を経過したときはその限りでない。

(契約解除の制限)

第18条 交付決定者は、ファイナンスリース又はオンサイト PPA に係る契約を解除しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

- 2 交付決定者は、前項の承認を受けようとするときは理由を記載した燕市自家消費型太陽光発電利用促進補助金契約解除承認申請書(様式第20号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、これを審査し、相当と認めるときは、燕市自家消費型太陽光発電利用促進補助金契約解除承認通知書(様式第21号)により交付決定者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により通知するときは、当該通知をした交付決定者に対し、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。

(調査)

第19条 市長は、補助金の交付に関し必要がある場合は、交付決定者に対し、報告を求め、又は当該職員をして調査させることができる。

(書類の整備等)

第20条 交付決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、補助金の交付を受けた年度の翌年度から処分制限期間が終了するまでの間保存しておかなければならない。

(アンケート調査等への協力)

第21条 交付決定者は、市長が補助対象事業の効果を把握するため、補助対象事業終了後に行うアンケート調査に協力するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定者から報告された内容及び補助対象事業の結果について公表することができる。

(その他)

第22条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1(第3条関係)

補助要件

- 1 太陽光発電システムの出力が、10kW 以上50kW 未満であること。出力は太陽電池モジュール又は太陽電池アレイの日本産業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいい、小数第2位を四捨五入する。
- 2 太陽光発電システムは、停電時においては自立運転機能により電力供給を再開する機能を有するものとする。
- 3 太陽光発電システムは、地絡検知機能を有していること。
- 4 太陽電池モジュールが、国際電気標準会議(IEC)の IEC61215 制度に加盟する海外認証機関又は IEC61215 認証機関による太陽光電池モジュール認証を受けたものであること。
- 5 太陽光発電システムを構築する設備のメーカーが国外企業の場合、当該メーカーの日本法人があること。
- 6 太陽光発電システムが故障した場合に、オンサイト PPA 又はファイナンスリース契約期間中は事業者により、速やかに交換又は修理が行われるものであること。

別表第2(第4条関係)

区分	内容
購入	<p>補助対象者は、次の各号の要件を満たす需要家とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 中小企業基本法(昭和31年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者その他これに準ずるものとして市長が特に必要と認める者又は医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人若しくは社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人であること。 (2) 市内に事業所等を設置していること。 (3) 燕市 SDGs(カーボンニュートラル)実践事業者に登録されていること。 (4) 市税その他の租税の滞納がないこと。 (5) 燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。 (6) 公序良俗に反する事業を行う者でないこと。 (7) 前各号に掲げるもののほか、当該補助金の交付が適当でないと認められるものでないこと。
ファイナンスリース	<p>補助対象者は、以下の各号の要件を満たすリース事業者とし、需要家(貸借人)については、上記購入の各号の要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法人その他の団体(市町村及び一部事務組合を除く。)であること。 (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。 (3) 市税その他の租税の滞納がないこと。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手

	<p>続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと。</p> <p>(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。</p> <p>(6) リース事業者に補助金が交付された場合、補助金相当分が貸借人に対するリース料金から控除されるものであること。</p> <p>(7) リース事業者は、補助対象事業により導入した太陽光発電システムについて、処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること</p> <p>(8) リース事業者は、リース期間が処分制限期間よりも短い場合は、所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保すること</p>
<p>オンサイト PPA</p>	<p>補助対象者は、以下の各号の要件を満たす PPA 事業者とし、需要家については上記購入の各号の要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 法人その他の団体(市町村及び一部事務組合を除く。)であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。</p> <p>(3) 市税その他の租税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと。</p> <p>(5) 民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。</p> <p>(6) PPA 事業者に補助金が交付された場合、補助金相当分が需要家に対するサービス料金から控除される</p>

	<p>ものであること。</p> <p>(7) PPA 事業者は、補助事業により導入した太陽光発電システムについて、処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p>
--	--

別表第3(第6条関係)

経費の区分	内容
設計費	補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費
設備費	補助対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、据付け等に要する経費
工事費	補助対象事業の実施に必要な既存設備の撤去、配管、配電等の工事に要する経費(廃棄処分に係る経費は除く。)

※すべての経費区分において自己によるものは補助対象経費から除く。

別表第4(第8条関係)

区分	番号	書類の名称	備考	購入	リ ー ス ※1	PPA ※2
申請に係る書類	1	事業計画書	様式第2号	○	○	○
	2	補助対象経費計算書	様式第2号別紙1	○	○	○
	3	収支予算書	様式第3号	○	○	○
	4	見積書の写し		○	○	○
需要家に係る書類	1	(個人事業主の場合) 個人営業証明書	・写し可 ・交付日が交付 申請日の提出前 3カ月以内のもの の	○	○	○
		(法人の場合) 法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)				
	2	設置する建物の所有者を示 す登記事項証明書(全部事項 証明書)		○	○	○
	3	誓約書	様式第4号	○		
	4	補助対象事業により導入す る設備の仕様等がわかる書 類		○	○	○
	5	補助対象事業により導入す る設備の設置予定場所の現 況写真等	設置前の状況の わかるもの	○	○	○
	6	単線結線図		○	○	○
	7	対象施設の年間消費電力量 の根拠資料		○	○	○
8	初年度における年間推定発 電量の根拠資料		○	○	○	

	9	市税の滞納がないことの証明書	燕市が公募等で確認することに同意している場合は省略できる	○	○	○
ファイナンスリース事業者に係る書類	1	法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)		/	○	/
	2	誓約書	様式第4号	/	○	/
	3	市税に滞納がないことの証明書		/	○	/
	4	リース料金の算定根拠明細書	様式第5号 リース事業者及び需要家の社印を押印すること	/	○	/
	5	処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類	リース事業者及び需要家の社印を押印すること	/	○	/
	6	所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保する書類	リース期間が処分制限期間より短い場合提出すること	/	※3	/
PPA事業者に係る書類	1	法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)		/	/	○
	2	誓約書	様式第4号	/	/	○
	3	市税に滞納がないことの証明書		/	/	○
	4	サービス料金の算定根拠明細書	様式第6号 PPA事業者及び	/	/	○

			需要家の社員を 押印すること			
	5	処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類				○
その他	1	申請に関してその他市長が必要と認める書類		※3	※3	※3

※1 ファイナンスリースの場合

※2 オンサイト PPA の場合

※3 必要に応じて提出すること

別表第5(第11条関係)

区分	番号	書類の名称	備考	購入	リース ※1	PPA ※2
実績報告に係る書類	1	事業結果報告書	様式第12号	○	○	○
	2	実績額等計算書	様式第12号別紙1	○	○	○
	3	収支決算書	様式第13号	○	○	○
	4	補助対象経費の支払いを証する書類の写し		○	○	○
	5	補助事業に係る工事請負契約書の写し		○	○	○
	6	補助事業により導入した設備の設置状態が確認できる写真等		○	○	○
	7	他の補助金の交付決定・確定通知などの写し	他の補助金を併用している場合	○	○	○
書類 リース事業者に係る	1	ファイナンスリース契約書の写し			○	
PPA事業者に係る書類	1	オンサイト PPA 契約書の写し				○

その他	1	実績報告に関してその他 市長が必要と認める書類		※3	※3	※3
-----	---	----------------------------	--	----	----	----

※1 ファイナンスリースの場合

※2 オンサイト PPA の場合

※3 必要に応じて提出すること

附 則

この告示は、告示の日から施行する。